

平成23年度 中小企業庁支援策のご案内

# 小規模事業者を支援します

小規模事業者(従業員数20人以下(商業、サービス業は5人以下))を対象に、経営面や資金面で様々な施策を用意しております。

※一部の施策は従業員数50人以下の事業者もご利用いただけます。



経営  
サポート



 経済産業省

 中小企業庁

# 1

## 実績豊富な相談員が、地域の支援機関を巡回し、皆様の経営課題の解決を支援します

### 1 中小企業支援ネットワーク強化事業

地域の中小企業支援機関で対応が困難な経営課題に対し、専門知識と豊富な実績を有する巡回対応相談員が、各支援機関を巡回し、その窓口において直接対応するとともに、必要に応じて専門家派遣を行う事業を実施しています。

#### ●まずは最寄りの中小企業支援機関にご相談ください

経済産業局を中心に、幅広い中小企業支援機関\*から成るネットワークを構築しています。

その支援機関では、中小企業の皆様の相談を受け付けていますので、まずは最寄りの支援機関にご相談ください(ネットワークに参加している支援機関は、各経済産業局のWEBページをご覧ください)。各経済産業局にお問い合わせください。

\*商工会議所、商工会、中央会、県センター、地域金融機関、NPOなどです。

#### ●実績豊富な相談員が地域の支援機関等を巡回します

各経済産業局が、中小企業支援の専門知識だけでなく豊富な実績を有する方を「巡回対応相談員」\*として選定しています。

その「巡回対応相談員」が、ネットワークに参加している支援機関を巡回し、支援機関のみでは対応しきれない高度専門的な相談について、支援機関での窓口相談を行うほか、直接現場にお伺いして、課題分析や経営改善のための事業計画作りなどを支援します。

\*地域によって、名称が異なります。

#### ●より高度専門的な課題の解決のために最適な専門家を派遣します

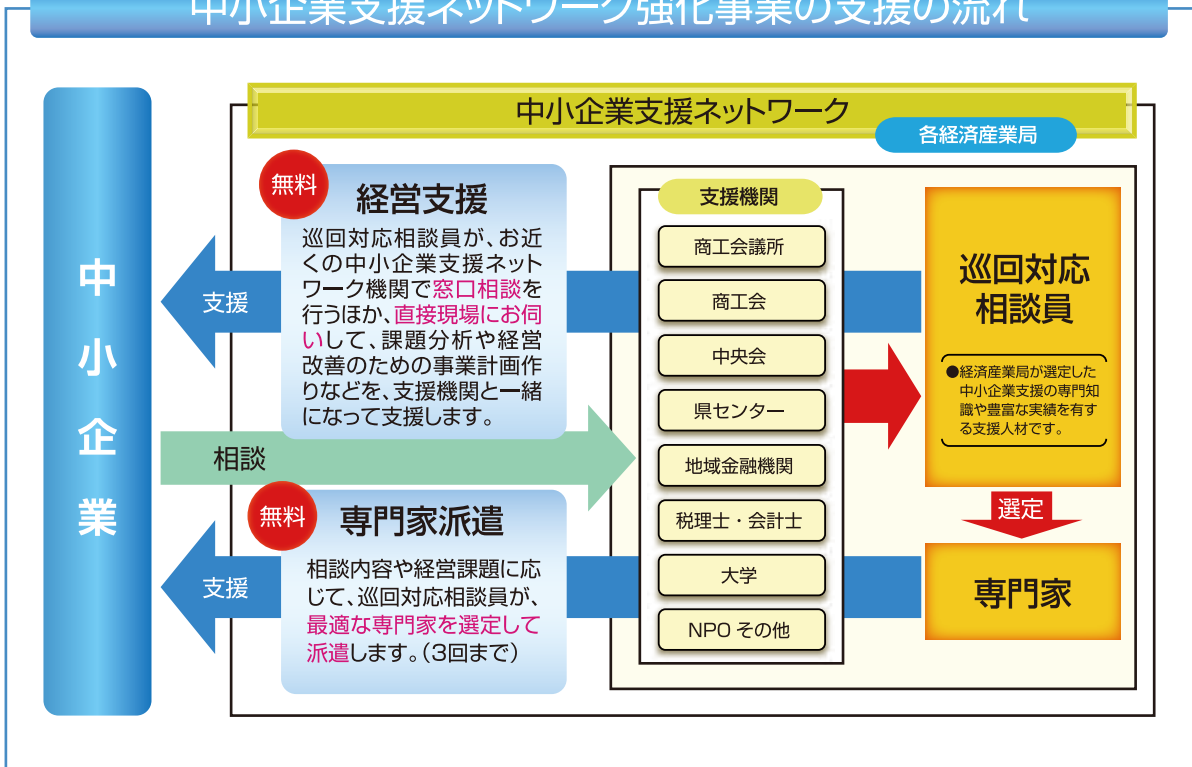
より高度専門的な知見などが必要な相談については、巡回対応相談員が、その相談について最適な専門家を選定して派遣し、課題解決に向けた支援を行います。

#### ～まだ参加いただいていない中小企業支援機関の皆様へ～

本事業では、幅広い中小企業支援機関が本ネットワークに参加いただくことにより、より多くの中小企業の皆様の経営課題を解決していきたいと考えております。まだ、参加いただいていない中小企業支援機関におかれましては、本ネットワークへの参加を是非ご検討ください。(参加方法は、各経済産業局にお問い合わせください)。

[お問い合わせ先](#) ● 最寄りの経済産業局 (最終頁参照 ※本事業のWEBページも記載)

## 中小企業支援ネットワーク強化学業の支援の流れ



## 2 経営改善普及事業

全国商工会・商工会議所において、小規模事業者の経営に詳しく、金融・税制・法務などに精通した、いわば経営面でのホームドクターともいえるべき経営指導員が、小規模事業者の様々な相談に応じます。

### ご相談に応じます

- 金融・信用保証の相談、あっせん
- 税務、経理、労務、社会保障など
- 経営・技術の改善、知的財産権、商取引など

### このような事業も行っています

- 税理士、公認会計士、弁護士などによる無料相談セミナー
- 各種セミナー・講演会・交流会
- 技術士や店舗プランナーなど様々な分野の専門家の派遣
- 年末調整や決算、申告手続きなどの記帳指導
- 創業や新事業展開を目指している方への支援 など

**お問い合わせ先**

- 最寄りの商工会・商工会議所 各都道府県商工会連合会 (下記のHP参照)
- 全国商工会連合会 TEL.03-3503-1251 <http://www.shokokai.or.jp>
- 日本商工会議所 中小企業振興部 TEL.03-3283-7847 <http://www.jcci.or.jp>

# 2

## 小規模事業者向けの金融制度があります

### 1 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

商工会・商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者は、日本公庫（沖縄県は沖縄振興開発金融公庫）より経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で利用することができます。

貸付限度額	1,500万円
貸付期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内
貸付利率	1.85%（平成23年7月25日現在）※利率は変動します。詳しくはお問い合わせ先にご確認下さい。
貸付条件	無担保・無保証人

- お問い合わせ先
- 最寄りの商工会・商工会議所
  - 日本公庫事業資金相談ダイヤル TEL.0120-154-505
  - 沖縄振興開発金融公庫 TEL.098-941-1765

### 2 小規模企業者等設備導入資金制度

信用力や資金調達力の脆弱である小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を支援するために、都道府県中小企業支援センターでは、2つの事業を実施します。

#### 利用できる方

※従業員50人以下の企業者、または創業者が利用の対象となります（従業員20人を超える企業は一定の要件を満たすことが必要）

- ① 設備購入代金の半額を無利子で借り入れられる設備資金貸付事業

貸付限度額 原則4,000万円

- ② 設備を割賦販売やリースで導入できる設備貸与事業

貸付限度額 原則6,000万円 ※各都道府県で利率など、利用条件が異なります。

※本事業を実施していない都道府県がありますので、詳しくはお問い合わせ先にご確認下さい。

- お問い合わせ先
- 各都道府県中小企業支援センター（下記のHP参照）
  - 全国中小企業取引振興協会 TEL.03-5541-6688 <http://www.zenkyo.or.jp>

# 3

## 経営者のための 退職金制度があります

### 小規模企業共済制度

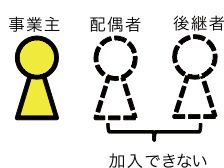
小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための制度であり、いわば「経営者の退職金制度」です。

#### 加入できる方

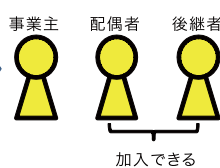
- 常時使用する従業員の数が 20 人(商業・サービス業にあつては 5 人)以下の個人事業主、共同経営者(※)または会社の役員
- 事業に従事する組合員の数が 20 人以下の企業組合の役員
- 常時使用する従業員の数が 20 人以下の協業組合の役員
- 常時使用する従業員の数が 20 人以下であつて、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

(※) 平成 23 年 1 月から、個人事業主の配偶者や後継者などの「共同経営者」も加入できるようになりました。

【平成 22 年 12 月まで】



【現行】



(拡大のメリット)

- 個人事業主になる前の後継者の時期から加入することで、十分な老後の資金を確保できます。
- 共同経営者の方の掛金も全額が所得控除の対象となり、受けられる共済金も退職所得控除等の対象になります。

#### 支援内容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢または役員を退職した場合に掛金の納付月数・総額に応じ共済金が支払われます。

##### ■ 毎月の掛金

- 掛金月額 は 1,000 円から 70,000 円の範囲内(500 円きざみ)で自由に設定できます。また、加入後増額することもできます。

##### ■ 税制面のメリット

- 掛金は、全額が課税対象所得から控除できます。
- 一括して受け取られる共済金は退職所得、10 年または 15 年で支払われる分割共済金については公的年金などと同様の雑所得として取り扱われます。なお、解約の場合は一時所得として取り扱われます。

##### ■ 無担保・無保証人で事業資金などを貸付け(契約者貸付制度)

- 納付した掛金総額の範囲内で事業資金などの貸付け(一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け)を受けることができます。

##### ■ 加入方法

- 最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書に申込金(1 カ月分の掛金相当)を添えて申し込んでください。

お問い合わせ先 ● 中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL.050-5541-7171 <http://www.smrj.go.jp/skyosai/>  
● 最寄りの金融機関、中小企業団体等

# 4

## 新商品開発・販路開拓を支援します

### 地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト

地域の小規模事業者が、地域の資源を活用して、全国規模のマーケットを視野に入れた新事業展開を支援するため、商工会・都道府県商工会連合会・商工会議所が小規模事業者等と協力して行う特産品開発や観光開発などの取組や、商工会・都道府県商工会連合会・商工会議所が小規模事業者、地元自治体等と一体となって取り組む、地域の課題解決に資する事業（コミュニティビジネス等）に対し幅広い支援を行います。

#### 対象となる方

地域の資源を活用した特産品開発・販路開拓や観光集客の取組、地域の課題を解決するコミュニティビジネス創出などの取組を、地域の小規模事業者等と連携して行う商工会・都道府県商工会連合会・商工会議所。

#### 支援内容

##### （１）特産品開発・観光資源開発及びその販路開拓、コミュニティビジネス創出

- ① **本体事業**  $\left( \begin{array}{l} 1年目：1件あたり800～1,000万円程度。補助率2/3 \\ 2年目：1件あたり600～750万円程度。補助率1/2 \end{array} \right)$

地域の小規模事業者が、地域の資源を活用して、全国規模のマーケットを視野に入れた新事業展開を支援するため、商工会・都道府県商工会連合会・商工会議所が小規模事業者等と協力して行う特産品開発や観光開発（着地型観光開発含む）などの取組に対し支援を行います。

また、地方において、環境問題、少子高齢化、人口の都市部偏在等の課題が顕在化している中で、こうした課題解決について、商工会・都道府県商工会連合会・商工会議所が小規模事業者、地元自治体等と一体となって取り組む事業（コミュニティビジネス等）に対し支援を行います。

##### ② **調査研究事業**（1件あたり500万円程度。定額補助）

- ①の事業の計画立案に係る調査研究事業に対し支援を行います。

## (2) 商品開発・販路開拓支援のための専門家派遣

百貨店のバイヤーなどの専門家をアドバイザーとして商工会・商工会議所に派遣。各地の小規模事業者等が行う商品開発や販路開拓を支援します。

## (3) 商談会・展示会の開催

全国の百貨店のバイヤーや流通業者の担当者等を招いて、全国展開プロジェクトで開発した特産品等を一堂に集めた商談・展示会を開催し、商品等の情報提供や消費者ニーズの調査など、販路開拓を支援します。



お問い合わせ先

- 最寄りの商工会、商工会議所
- 全国商工会連合会 TEL.03-3503-1256 (市場開拓支援課)
- 日本商工会議所 TEL.03-3283-7864 (流通・地域振興部)

# お問い合わせ先

## 中小企業電話相談ナビダイヤル

受付時間 平日・土日祝日 9:00～17:30

# 0570-064-350

※通信料は発信者側の負担となります  
※PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

■ お近くの経済産業局中小企業課に繋がります。

## がんばる中小企業 経営相談ホットライン

受付時間 平日(月曜日～金曜日) 9:00～17:00

# 0570-009-111

※通信料は発信者側の負担となります  
※PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

■ 経営に関することなら、何でもお気軽にご相談ください。

## 担当部署

- 中小企業庁 小規模企業政策室 TEL.03-3501-2036 (直通)  
経営安定対策室 TEL.03-3501-0459 (直通) (小規模企業共済制度)

## 地方経済産業局 中小企業課

「中小企業支援ネットワーク強化事業」のWEBページ		
北海道経済産業局	TEL.011-709-3140	<a href="http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/network.htm">http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/network.htm</a>
東北経済産業局	TEL.022-221-4922	<a href="http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/topics/110506network.html">http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/topics/110506network.html</a>
関東経済産業局	TEL.048-600-0321	<a href="http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chusho/nw/index_nw.html">http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chusho/nw/index_nw.html</a>
中部経済産業局	TEL.052-951-2748	<a href="http://www.chubu.meti.go.jp/chuki/sesaku/nw/nw0401.html">http://www.chubu.meti.go.jp/chuki/sesaku/nw/nw0401.html</a>
近畿経済産業局	TEL.06-6966-6023	<a href="http://www.kansai.meti.go.jp/2chusyo/NW/main.htm">http://www.kansai.meti.go.jp/2chusyo/NW/main.htm</a>
中国経済産業局	TEL.082-224-5661	<a href="http://www.chugoku.meti.go.jp/topics/chusho/110524.html">http://www.chugoku.meti.go.jp/topics/chusho/110524.html</a>
四国経済産業局	TEL.087-811-8529	<a href="http://www.shikoku.meti.go.jp/soshiki/skh_b5/1_sesaku/110518/110518.html">http://www.shikoku.meti.go.jp/soshiki/skh_b5/1_sesaku/110518/110518.html</a>
九州経済産業局	TEL.092-482-5447	<a href="http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/chusho/network.html">http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/chusho/network.html</a>
沖縄総合事務局	TEL.098-866-1730	<a href="http://ogb.go.jp/keisan/tyusyo/006755.html">http://ogb.go.jp/keisan/tyusyo/006755.html</a>

## 支援機関など

全国商工会連合会		TEL.03-3503-1251	<a href="http://www.shokokai.or.jp">http://www.shokokai.or.jp</a>
日本商工会議所	中小企業振興部	TEL.03-3283-7847	<a href="http://www.jcci.or.jp">http://www.jcci.or.jp</a>
全国中小企業取引振興協会		TEL.03-5541-6688	<a href="http://www.zenkyo.or.jp">http://www.zenkyo.or.jp</a>
中小企業基盤整備機構	共済相談室	TEL.050-5541-7171	
株式会社 日本政策金融公庫	中小企業事業 国民生活事業	TEL.0120-154-505	<a href="http://www.jfc.co.jp">http://www.jfc.co.jp</a>
沖縄振興開発金融公庫		TEL.098-941-1765	<a href="http://www.okinawakouko.go.jp">http://www.okinawakouko.go.jp</a>

## 相談室

- 中小企業庁 相談室 TEL.03-3501-4667  
■ 中小企業相談官が、中小企業施策に関する相談等に対応します。

## 冊子についてのお問い合わせ

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL.03-3501-1709

中小企業庁 広報室

<http://www.chusho.meti.go.jp>

中小企業庁 検索

モバイル中小企業庁  
<http://chusho.mjmk.jp>



2011-広報室-一般-初-004



インターネットから冊子の注文が可能です

2011年8月